

山梨県公報

第二千六百六十五号

平成二十九年

一月十九日

木曜日

目次

告示

保安林の指定の解除の予定……………一三

公 告

○特定非営利活動法人の設立の認証申請……………一三

○指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知……………一三

○国土調査の成果の認証……………一五

○土地区画整理事業の換地処分……………一五

その他

○漁業法による水産動植物の取扱いの指示……………一五

告 示

山梨県告示第五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成二十九年一月十九日

- 山梨県知事 後 藤 齋
- 解除に係る保安林の所在場所 南巨摩郡早川町奈良田字三ツ滝山九五二・字鯉水一〇五三内二一六・南アルプス市芦安芦倉字湯川峰一六八二(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)
 - 保安林として指定された目的 水源の涵養^ニ
 - 解除の理由 道路用地とするため
- 〔次の図〕は、省略し、その図面を山梨県庁並びに南アルプス市役所及び早川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、山梨県県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年一月十九日

山梨県知事 後 藤 齋

- 申請のあった年月日 平成二十九年一月十日
- 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 名称 特定非営利活動法人富士の緑を育てる会
 - 代表者の氏名 米林道徳
 - 主たる事務所の所在地 山梨県富士吉田市大明見三丁目四番二十二号
 - 定款に記載された目的 この法人は、富士山の自然環境の保護・保全をはじめ、富士山が育んだ歴史や文化を守り育て、ここに住む人々の豊かな生活環境づくりに寄与することを目的に活動するものである。
- 縦覧期間 平成二十九年一月十二日から同年三月十一日まで

● 指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する第三十条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第八十九条の規定により、通知の内容を北杜市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十九年一月十九日

山梨県知事 後 藤 齋

- 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	通知の相手方
北杜市白州町下教来石字イッ沢二一四の一、二二一四の二、字大日向二二七六、二二七七の一、二二七七の二	河西逸子
北杜市白州町下教来石字竜ヶ堀二二八四の一から二一八四の三まで	河東喜十郎、小池伊右エ門

北杜市白州町下教来石字本沢二〇〇九	河東峯吉	北杜市白州町下教来石字大日向二二三三の二から二二三三の三まで	河内秀晴
北杜市白州町下教来石字大日向二三四一、二二七二	株式会社ペトロコーヒー商会 株式会社丸三二商	北杜市白州町下教来石字大日向二三四一、二二七二	株池修
北杜市白州町下教来石字大日向二三四二の一	宮澤保吉	北杜市白州町下教来石字竜ヶ堀二二八二	桑島和歌子
北杜市白州町下教来石字大日向二二五の一、二二二五の二	四十萬靖	北杜市白州町下教来石字大日向二二六の一、二二二六の二	志水進
北杜市白州町下教来石字大日向二二〇の一、二二三〇の二、二二三一の一、二二三二の二、二二三三の二、二二三三の四	小出完五郎	北杜市白州町下教来石字大日向二二八七の二から二二八七の三まで	小林とき子
北杜市白州町下教来石字大日向二三四の二から二二三四の四まで、二二三五（次の図に示す部分に限る。）、字竜ヶ堀二二八九、二一九九の二から二一九九の三まで	小林郡治	北杜市白州町下教来石字大日向二二五八、字尾根山二二五六の二から二二五六の五まで	有賀初枝
北杜市白州町下教来石字大日向二三八、二二七八、	小林正昭		有賀正行
字尾根山二二六九の二から二二六九の三まで、二二七二の二から二二七二の三まで、字竜ヶ堀二一九三、二一九四	小林武右エ門	北杜市白州町下教来石字大日向二二七二	杉本禮子
北杜市白州町下教来石字大日向二三八五	中山岳彦	北杜市白州町下教来石字尾根山二二六四の一、二二六四の二	中山時政
北杜市白州町下教来石字大日向二三八五	中山正木	北杜市白州町下教来石字イツ沢二二一三の一	中山林也
北杜市白州町下教来石字尾根山二二六七の一、二二六七の二	田中周一	北杜市白州町下教来石字イツ沢二二一三の二	堀内清重
北杜市白州町下教来石字尾根山二二四五	名取康	北杜市白州町下教来石字大日向二二四三の二から二二四三の三まで、二二四三の五、二二四四の二から二二四四の六まで、二二四五	
北杜市白州町下教来石字大日向二二四三の二から二二四三の三まで、二二四三の五、二二四四の二から二二四四の六まで、二二四五		北杜市白州町下教来石字大日向二二二二の一、二二二二の二、二二二二・二二二二・二二二二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字尾根山二二六一、二二六一の二、二二六三の二	
北杜市白州町下教来石字大日向二二二二の一、二二二二の二、二二二二・二二二二・二二二二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字尾根山二二六一、二二六一の二、二二六三の二		北杜市白州町下教来石字竜ヶ堀二二九二	

北杜市白州町下教来石字大日向二二四の一、二二四の二、二二六五から二二六七まで、字尾根山二一四八の一、二二四八の二	有賀善直
北杜市白州町下教来石字大日向二二五〇	有限会社三共機工

二 保安林として指定された目的 水源の涵養
 三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び北杜市役所に備え置いて縦覧に供する。)

四 保安林の指定施業要件変更の予定の告示 平成二十八年十二月五日山梨県告示第三百七十五号

● 国土調査の成果の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。
 平成二十九年一月十九日

- | | | | |
|--------------|---------------------------|-------|-------|
| 一 調査を行った者の名称 | 笛吹市 | 山梨県知事 | 後 藤 齋 |
| 二 調査を行った時期 | 平成二十四年四月十六日から平成二十五年九月三日まで | | |
| 三 成果の名称 | 地籍図及び地籍簿 | | |
| 四 調査を行った地域 | 笛吹市芦川町鷺宿の一部 | | |
| 五 認証年月日 | 平成二十九年一月十二日 | | |

● 土地区画整理事業の換地処分

土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）第三百三条第三項の規定により、次のとおり換地処分をした旨の届出があった。

平成二十九年一月十九日
 山梨県知事 後 藤 齋

一 施行者の名称 昭和町常永土地区画整理組合
 二 施行区域に含まれる地域の名称 中巨摩郡昭和町大字飯喰字西丹保、字下新田、字金屋敷及び字堀尻の全部、同町大字飯喰字出間西、字中河原、字神明、字道下、字水上、字屋敷添、字村前及び字村西の各一部、同町大字河西字亀住、字鶴住、字村内及び字村西の各一部、同町大字上河東字田之神田の一部並びに同町大字河東中島字山伏の一部

三 事業計画決定の年月日 平成二十年三月十七日
 四 土地区画整理事業の名称 甲府都市計画事業昭和町常永土地区画整理事業
 五 事務所の所在地 中巨摩郡昭和町押越五百四十二番地二昭和町役場内
 六 換地計画認可の年月日 平成二十八年十月十七日
 七 換地処分通知完了の年月日 平成二十八年十二月三日

その他

山梨県内水面漁場管理委員会指示第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項及び第三百三十四条第四項の規定により、水産動植物の繁殖保護を図るため、次のとおり指示する。
 平成二十九年一月十九日
 山梨県内水面漁場管理委員会
 会長 平 山 公 明

- 一 指示の内容 河口湖との合流点より上流の奥川及び寺川で、ワカサギ及びその卵を採捕してはならない。ただし、公的研究機関が試験研究の用に供するため及び河口湖漁業協同組合が河口湖のワカサギ資源増殖のために採捕する場合は、この限りでない。
- 二 指示の期間 平成二十九年一月二十三日から同年五月三十一日まで

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番